

紹介手数料返戻金規定

採用決定者が入社後、本人の責めに帰すべき事由により 3 カ月以内に退職した場合は、その期間に応じて以下の割合で、求人先及び関係雇用主より支払われた手数料を返還するものとする。

(別途覚書で報酬の返還期間、返還割合を合意する)

1 カ月以内 75%、 2 カ月以内 50%、 3 カ月以内 25%

尚、求人先及び関係雇用主の事由に起因する退職、求人先及び関係雇用主の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の手数料返還は適用されません。

以上

平成 29 年 6 月 1 日
株式会社神戸チアー